

小林市・野尻町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会専門部会規程(以下「規程」という。)

第7条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、規程第2条に掲げる専門部会の事務を補助するための協議及び資料の調整等を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、各分科会の事務を所管する課等に所属する職員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会にそれぞれ次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

2 役員は、部会長が指名するものをもって充てる。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、部会長の指示により、又は分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。